

本校の生活指導の方針

生活指導は、つきつめれば生き方の指導です。人格の完成を目指し、高校時代をどのようにおくるのか、生徒が主体的に判断できるよう、「一人ひとりを大切に」しながら「きめ細かく」指導してゆきます。

また、将来の平和的な国家及び社会の形成者として、生徒が学校においても、自らの責任を自覚して行動することを期待し、指導してゆきます。

具体的には

生徒が、心身ともに健康に成長することを願って、学習を充実させることはもちろん、特に以下の観点で努力する事を期待します。

1. 基本的生活態度・習慣を身につけ、規律ある学校生活を確立すること。
2. ホームルームを充実させ、部活動や生徒会活動を活発にすること。
- そのために全教職員は、
 1. 共通理解のもと、一致協力して指導にあたります。
 2. 家庭や地域社会とも連携し互いに理解を深め、協力して指導にあたります。

生徒心得

1. 授業を大切にすること。
2. 本校の生徒としての誇りをもって行動すること。
 - (ア) 挨拶をする。先生や来客者に対してはもちろん、お互いどうしても挨拶をかわそう。
 - (イ) 言葉遣いに気をつける。品位を保ち、粗野を慎む。
 - (ウ) 清潔で質素、制服と調和のとれた身だしなみを心がける。染髪・脱色などの作為的な頭髪、化粧、ピアス等の装身具をつけることは禁止する。

- 14 -

3. 自転車通学をする場合は、担任に届け出を行うこと。

4. オートバイや自動車による通学は禁止する。また、制服を着用したまでのオートバイ乗車、同乗は禁止する。

5. 反社会的行為をしないこと。

飲酒、喫煙行為、薬物の摂取およびそれら禁止されているものの所持、マージャン、賭博、危険物の持ち込み、暴力行為、携帯電話やメールの悪用等々の反社会的行為を固く禁止する。

6. その他、以下のような学校の規則を守ること。

(1) 登校

(ア) 始業5分前（8時25分）までに登校する。

(イ) 欠席、遅刻、早退をする場合には、事前に担任に届け出ること。やむを得ない場合には、保護者による電話またはFAXの連絡でも認められます。

(ウ) 休日（土曜・日曜・祝日）には原則として登校しないこと。

・休日に登校する必要がある場合には、所定の用紙にその旨を記入し、生活指導部に提出すること。また、登校の際には指導教員の付き添いを必要とします。

(2) 下校

(ア) 下校時刻は午後5時00分となっています。

(イ) 必要な場合、午後6時までは居残りを認めます。ただし、事前に生活指導部に居残り届けをし、指導教員が付き添う必要があります。

(3) 外出

登校後は授業終了まで、外出を禁止します。やむを得ず外出する場合は、担任の許可を受け、許可証を携帯すること。

(4) 校内活動について

(ア) 校内において、以下の活動を行う場合には、学級担任・関係職員を通して、生活指導部に連絡し、許可を必

- 15 -

要とする。

- ・印刷—学校的印刷機等を利用する場合。使用中は、さらに関係職員の立合いを必要とする。
ただし、私的な目的で利用することはできない。
- ・その他—掲示、ビラ配付、集会、署名、放送等。
 - (イ) 次のことは禁止する。
 - ・カンパ—生徒間のカンパ活動。
 - ・販売—校内での物品の販売活動。
 - ・その他—学校生活に不必要的多額の現金、不相応の物品を持ち込むこと。授業中にガムをかむ、メールを打つ等その他、明らかに授業を軽視した行為。
 - ・喫煙・飲酒を伴う（深夜に及ぶ）コンバ、打ち上げ等の行為。
 - (ア) 以下の場合は速やかに届け出してください。
 - ・校内で物を無くした場合。
 - ・落とし物を拾った場合。
 - ・学校的施設、器具を破損または紛失した場合。
 - *いずれも、担任を通して、生活指導部の担当教員に決められた文書で、届け出してください。
- (5) 校外活動について
学校の外での活動にも、松が谷高生としての誇りと責任を忘れないようにしよう。
次のことは担任または関係教員を通して生活指導部に連絡、承認を必要とします。
 - ・アルバイト禁止——アルバイトの必要が生じた場合には、届け出る。
 - 対外活動——生徒会活動・部活動などで対外的に活動する場合は、願い出て許可を受ける。
- (6) ロッカー使用上の注意
 - (1) 各自、南京錠を購入し、責任をもって管理すること。

- 16 -

(2) 屏の開閉など、取り扱いはていねいに行うこと。

(3) ロッカーの中には非衛生的な物や、学校生活に不必要的物品などは入れておかないこと。

(4) 教科書等は、家庭学習のため、ロッカーに入れないで持ち帰ること。

(5) 自分のロッカーはもちろん、他人のロッカーを故意に壊さないこと。またいたずら書き等は絶対にしないこと。

校内の器物を破損した場合について

本校の恵まれた施設・設備をいつまでも壊さないで、いい状態に保つことは使うわれわれの責任です。学習活動以外で、故意に壊されるようなことがあれば、一切の責任を取ってもらう意味で、破損の弁償はもちろん、状況によっては使用禁止、さらに保護者にもご来校いただき強い指導でのぞむこともあります。

- 17 -